

ご利用されるみなさまへ

- ・ 福祉団体以外、福祉目的以外の企業、個人の方も他の市民センター同様に会議室等をご利用いただけます。既に三田市の公共施設予約システムのIDをお持ちであれば総合福祉保健センターのご予約も可能です。
- ・ [営利目的利用する場合は、三田市暴力団排除条例に基づく誓約書の提出が必要となります。\(外部リンク\)](#)
- ・ 市外の方の利用料は、市内者利用料の10割に相当する額を加算（市外加算）し2倍となります。市外利用者が営利目的で利用される場合の利用料は、市内者利用料の30割に相当する額を加算（営利加算）し4倍となります。
- ・ 利用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額となります。ただし利用料の減免により減額後の金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
- ・ 多目的ホールの予約申込は、利用日の6カ月前の日の属する月の初日からできます。その他会議室等は、利用日の3カ月前の日の属する月の初日からできます。
- ・ 楽器、体操、CDなど、音が出る催しなどでご利用の際は、必ず2部屋（第1会議室と第2会議室、第3会議室と第4会議室、第1研修室と第2研修室）をご予約いただくか、講座室、集会室をご利用ください。
- ・ 利用時間は厳守してください。（準備・後片づけの時間も、全て利用時間に含まれます。）
- ・ センター敷地内は禁煙です。
- ・ 利用日の7日前を過ぎてキャンセルした場合は、原則利用料の支払いが生じますのでご注意ください。
- ・ 18時以降は、比較のお部屋の予約が取り易い状況となっています。

[三田市公共施設予約システム（外部リンク）](#)